

令和2年4月21日

保護者各位

白河厚生総合病院附属高等看護学院
学 院 長 前 原 和 平

新型コロナウイルス感染症予防対策のための臨時休業について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当学院の運営につきまして、平素より多大なるご指導とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府から緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大すると方針が発令されました。そのため、本校において下記の期間の休業を決定いたしました。

学生の健康と安全を第一に考えやむを得ない措置であることについて、何卒ご理解いただきますようお願い致します。 敬具

記

1. 休業期間 : 令和2年4月22日(水)～5月6日(水)
2. 休業期間中の登校日
令和2年4月27日(月) 1学年および2学年
令和2年4月28日(火) 3学年
3. 休業期間の学習
課題学習を含む遠隔授業の実施
4. 休業中の留意事項
 - 1) 「新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための福島県における緊急事態措置」に基づく外出自粛(福島県ホームページ参照)
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-kinkyuusochi.html>
 - 2) 特定警戒都道府県(県外)への移動の自粛
*東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
 - 3) 基本的な感染対策の徹底
 - 4) 健康管理の徹底

以上